

令和7年

第1回市議会定例会 意見書案第4号

「地方公共団体情報システム標準化」の適切な財政措置を
求める意見書

上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出
します。

令和7年3月14日提出

函館市議会議長 吉田 崇 仁 様

提出者	函館市議会議員	富山悦子
同	同	市戸ゆたか
同	同	紺谷克孝

「地方公共団体情報システム標準化」の適切な財政措置を求める意見書

地方公共団体情報システムの標準化は、住民基本台帳や住民税、介護保険、生活保護など住民サービスに関連する20業務について、自治体が運用してきたシステムを全国一律標準化・統一化するものですが、推進するなかで問題が生じています。

政府は、地方自治体に2025年度末までにシステムを標準化する義務と、ガバメントクラウドを利用することの努力義務を課しています。中核市市長会をはじめ多くの自治体から「標準化移行が間に合わない」との意見や、その回線利用料を含め、ガバメントクラウドの利用料は、自治体の情報システムの運用経費等について「少なくとも3割の削減を目指す」（情報システム標準化基本方針）という目標に沿った適切な額に設定することを要望しました。国会でも「遅れ」を認めていた政府は、昨年12月に移行に伴う経費と期限の延長に関し改定を行いました。利用料は「利用に応じて支払うこと」との姿勢でした。そこで、中核市市長会は、59市のうち利用料を含めた運用経費が減少したのは2市のみで、平均2.3倍に増えていることを明らかにし、「少なくとも3割削減」の「想定を上回る標準化後の運用経費については、国の責任において適切に財政措置を行うこと」との「緊急要望」を1月29日再度提出しました。

「国策として自治体情報システムの標準化が強力に推進されてきた」（中核市市長会）にもかかわらず、自治体への負担増は大きな痛手となり重い負担となります。

函館市も中核市市長会の調査時に計算したところ2.3倍と推計される状況になっています。標準化後の運営経費については、国の補助はなく、自治体負担とされています。自治体の財政に将来にわたり大きな影響を与えることとなります。

よって、政府並びに国会は、こうした状況を勘案し、「少なくとも3割削減」の想定を上回る標準化後のシステムの運用経費については、国の責任において適切に財政措置を行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和7年3月 日

函館市議会議長 吉 田 崇 仁